

河海鏡 第六

玉鬚并口
常夏

并五
每只

并六
野分

并七
湯幸

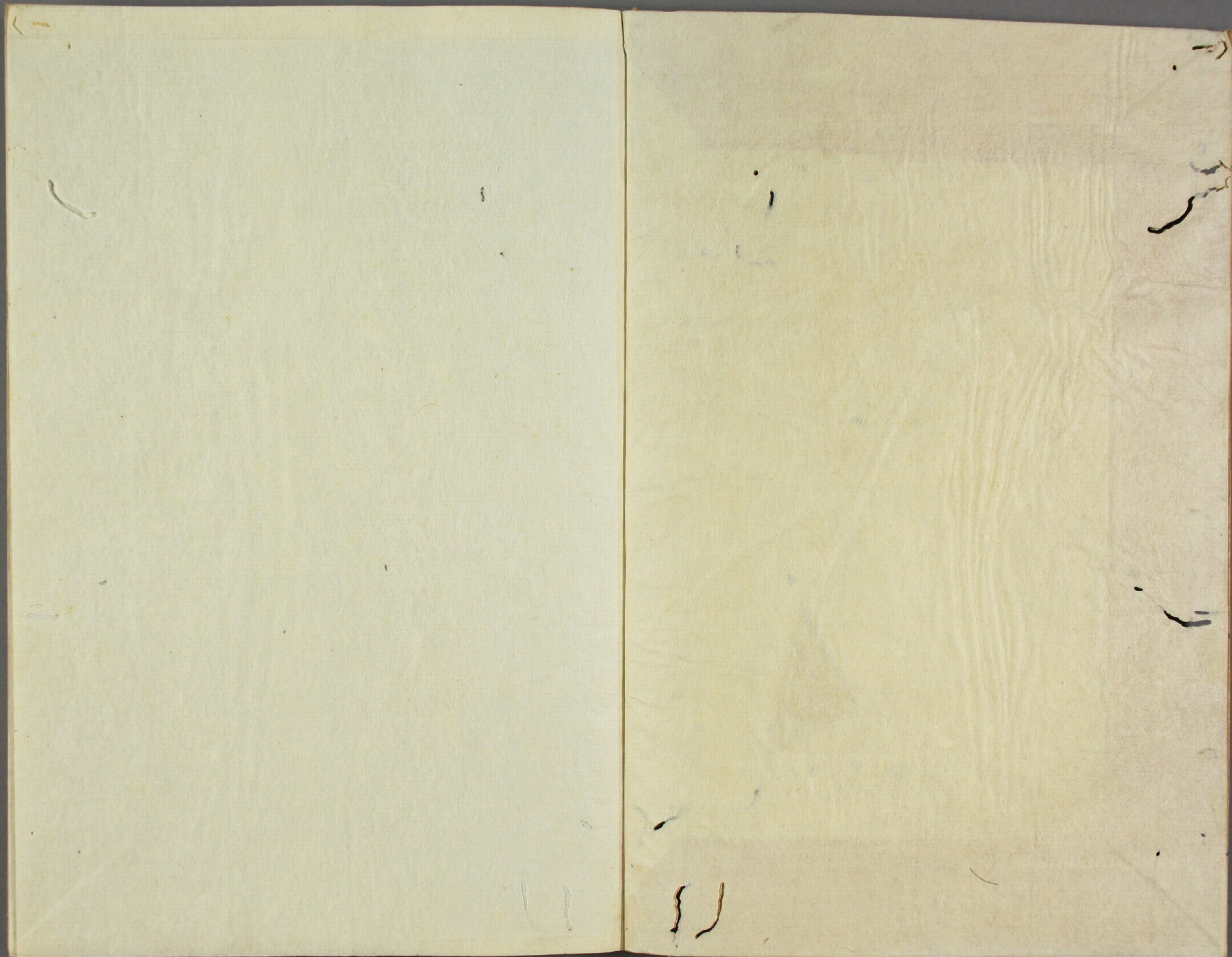
并八
蘭

并九
松柱

梅枝 卷十八

藤裏紫 卷十九





河海抄卷第十一

玉鬘 并四常夏

正六位上物語博士源惟良撰

卷名

ナテシヲ床ナツカシキ色ヲ三ハモトノカキ子ヲ人マタツ子シ

いごあはき日东のつらきものよゆくとすむとら

六條院

西河のちとまらる結城にまへにてふりし

西川ハ桂川ニ東川ハ

賀茂川之此兩川ノ鮎ヲ供々御云々夏ノ泉ノ會ニ鮎ノカヒキ雪ノ朝ニハ

鴨ノ壺煎ヲ必ス賞翫スヘキ者云々包丁譜侍之賀茂川ノセニフス鮎ノイッ取テ

君ニセハモノモ思ハスカモ川ノ アタラ夜ノイモトモ子ナテトメカヌニ

ちとま川のつらきあはきやう此せうようしゆら

近キ川トハ賀茂川ニ

京極川カト云説モアレハ京極川ヲ六條ヘ流ス事近代事之上古ニナキコト云

其上六條院名字河原尤大臣之六條院ヲ摸ルルハ彼院後ニ亭子院御所

トシテ醍醐天皇ナト行幸アリキ伊勢物語云昔左ノヲホイマウチ君

イニソアリケリ賀茂川ノホトリニ六條ノタリニ家ヲイト面白ク作テ

住給ケリトアリ仍近キ川ハ賀茂川勿論ハ御記云延喜十七年三月

十六日此日冬ニ六條院此院是故左大臣源融朝臣宅也大納言源朝臣

奉進於院ニイシアシハ石卧

和名ニ 鮎 同上 伊之木之 鮎

廣江

たほまきまのりひあめりてすいふむるごとくくりにありてまは

氷室仁徳天皇六十三年夏五月遠江國司始献氷水鏡仁徳三年

甲戌始ルトイヘリ蜻蛉卷勘付畢日本記ニモ夏氷ヲ水酒ニ漬シテ

用トイヘリ氷水是故ニサウトキハ早速トカケリ

け出のころほい夏涼し給けん哉 螢卷ニ内大臣夢見給テアスル人

メシテトアルヨシノコトニ

觸

あまごひぬべき 人ろふあをのづつうけろむあつづにゆるとまこる

家損家ノキス 事日本記 態カハ

いさたほかつつにふるはてをろくかりけりかてぶづの流らんがいわ

かくつをささぐかし 鴈ハ父母次ニ兄弟次オニトフ列ヲミタラスト物ニ是

ヲ雁行之礼ト云

いとよりのり 之

おまじかぢういしてあぐさあひののどぐいあらんところし給様

哢カガ 嘲カガ 哢カガ 心也口カ宿ト頼吉野ニ君ニイラハ 雲井雁ヲ近江君姉妹ト同カサト云

さすがにひまありけり 有隙ヲ上ハ心ヨカラヌトノニシレル心

いさほうれ人にて弁てこぬじいむかりり 實法

おんぬくーまをばぶ 直々 聊た道心

細碎 白氏文集

あでーこのまをののたがくれやまのこまをせいあうしほいして

瞿麦ナラシコ 石竹ヤマトシシト 金銭カネゼン 白氏文集 一セ架離

おほはるあぶらすぢあましくおほはるかうあうまことばやのゆづはゆきと

云人もゆけるばまきこえ給てそのみかかひりてもやうん福の福か

しかりけり 我家ハ戸ハリ帳ヲモタレタルヲオホ君キニセムコニセシサカナニ

何ヨケンアロヒサタラカカセヨケン 催馬赤 我家呂ヲホ君タツハ諸王ノ心ニカメクナナリ

トハ上臈可然心ん 諸王ハミヤナリ 岩代ノ野中ニ立ル結松

あまおさあきぢらむいひをさうん心もさけぢ 心モトケス昔ヲモヘハ

いさかーこまやまをこごこいんあくみせて 大和琴テ和琴ノ名勿論也然氏

爰ニテハ唯和國ノ事トイヘルニヤ若赤ソヘトナルん如何和琴名アスガ

ク千々 花ソノ 絃六三チアリ

すがま 和琴ニアリ左手ニテツカフヲハラモト云右手ニテハチニテカクヲ管

カキト云ナリ

あむのつりき 尚書寮 裏事 累代御物被置等也

人のくまのちりども爰にていこしをそのくちやうたるこころあめま

和琴ハ伊弉諾尊伊弉册尊御代ニ令作出給云 仍諸樂器之取上

ニラカルハ

おやうつなき清もよらひきこり給へん 内大臣スクレタル和琴上

手トアリサレハ玉カツラ君彼手ヨリ引取へキニイマタ露頭セサルニヨリテ

ヲマトシツヘキト源氏イハレタルナリ

ことついでいなるくいよめうらうらり cottwヒトハ琴粒トカケリ和琴ニ

cottwヒトコトツキコトサ井ト云事アリ

ぬさぬのせのやうぶるあざいとあつらう 徳治おやさくらつよはよ

うらうちづい給つ、 スキカハノ瀬々ノマハラタニクラヤハラカニヌル夜ハナクテ

ヲヤサクルツニ一段 ヲヤサクルツニハニシテル日ハシモシハシヤラハマキノイチニクツカ

ヒニヤンニ段クツカハ、チカイホソシキツカハサレハキテウイモトカキテニヤチカヨハ云

塵丸 日本記

いでいませ給へ ほうぢぢんぢこころ心のうちふてゆづりうす人もあひけむおはるこま

かまよかき合たらうめんうもま 想夫戀 平調 字ニ付テ此樂ハカリ

コソ女ハ憚へキトイヘル心を

あつたねきこ女の 王女 王孫之女ニ

まゆぶりもんぢらううあまふ タラチ子ノヲマノカフコノニユコモリ

もてまかたいさあひさうて イフセクモアルカイモニアハステ

あざうかい 平 日本記

をのぢいせあゝあせよしよ 人シレヌワカ通路ノセキモリハ

おほいづかぶらうげくもまはらじらご 思入ニハサハラサリケリ

おほいづかぶらうの流子あしあや 實御子

おほいづかぶらう 云下

おほいづかぶらうあまふ 益骨

おほいづかぶらう キヤウサク

おほいづかぶらうあまふあつたね 寐 蜜二切 假寐日。

タウチ子ノヲヤノイサメシウタハ子ハ
物ヲモフトキノワサニリアリケル

不動尊 陀羅尼（録索） 印

祿宜言子キコトヲサノミヤケニ社コソ
ハチハナケキノモリト成ラメ

白ハ子トホ、エム梅ノ花ヲコソ
ワレモラカシト折テナカムレ

小養 和名ニイ千ニ目ノモニアラスゴロクサンシサヘアリケルスコロ

クノサイ

沙カヘーヤと云々誠ニ信りつゝも世に出でるに思ハれるやす

サレ石ノ中ニ思ハアリナカラ
キイツルコトノカタクモ有哉

端正忍辱中来ナト云リサレハ近江君カタチナトサスカニアシカラ子ハ罪カ

ロケナルト云ル一説ニ子チケ心フカキ人ハ罪ヲモキ相ニ此君心アサキ躰成

故ニ罪アサケナルト云ル

額ノチカキトハヒキカレヘキを

声ノアハサトハアハクシキニ舌ノハヤキニ

向掌 手ウタヌトハ心元ナキ心を

用ナルコトニ手ヲサテ人ヲヨフ心ニ手ウタサラニ心モトナルヘキを

何カツレハナリ

私ニ云シトツ、モツ者ヲヲホツホモチノシチヤウト云

水原抄云シカトハ汝カ云心ニ云ニ紫之シカヲリタチテトハサ

舌本性生付心凡

妙法寺 在江別 别當大徳

若得為人龍耳盲瘖瘂乃至謗斯經故獲罪如是法花

瘖瘂類 瘖瘂類

瘖瘂類 瘖瘂類

宜日ト云ハ中品ノ日ニ次ノ詞ニモヨロシキ

法花經ヲ我カエシハサ教コリ
ナツミ水クミツカヘテソエヘシ

へまといふのいさあしうかよひつけく粉白氏文集是モ児女子ノ
躰イタヒケヤヘミモニタル梅花小野ノ七歳之時御哥ニ
アコカカホニモツケタツソアル

玉鬘 并五 篝火

卷名 カリ火ニタチツフ意ノ煙コソ

初風吹く吹山くせこがねもうねびびしん地し給ふ

六帖ハツカセノ冷シク吹ハカセコカ
衣ノスソノウラソサヒシキ

いこーびくわたり給 数 タヒく心ニ

秋の香もやうく多ある程は成よけをまおよのかさ火 篝火

右近の古吏 右近将監ノ叙爵シタルニ

まやこの本れ下にうち松おごろく志のぬねふ 亦松トハ篝ニタツ

松ニタツ時折入くスル故ニ亦松ト云ルニ伊勢物語ニツイニツノスニシテト云

ツキニツニホツナカニヒテモユレハツクニサテツイニツト云リ 松炬 續松トモ

いいとこりやあすあつても秋のき下りえ成り

夏ナレハヤトニテスフルカヤリ火ノ
イツニテワカ身下モヘニセシ

風の長秋にありにけりときこえつる名のゆふ秋来スト目ニサヤカニエ子臣
凡ノ音ニソラトカレヌル

清原引出く 和琴ノ事ニ次詞ニ御コトハ中将ニユツラセ給ツケカノ

父大臣ノ胤音ニヲサクヲトラストアリ 彼内大臣和琴ヲ毎双上手トモエ

タリ亦玉カツラノ君モ和琴ヲヒクヨシ同見ヘタリ

玉鬘 并六 野分 暴風

卷名 此巻野分ヲモテ始終為詮也

うらわらるる本赤本のゆいませり 風流之心能因哥枕云テ世ヲ
ハシメト云ト云

秋のあけをいよむりし心大方ノ秋ニ心ハヨセシマト
花見時ハイワレトモナシ

春ハ唯花ノヒトヘニ咲ハカリ
モノハアハレハ秋ソニサレル

あささるる虫のねまへの 名ニ立ニ此物語ニモナタルツノナトアリ

又引くうらわらるる世のあさまに似たり

色ニヘテウウロフモノハ世中ノ
人ノココロノ花ニソアリケル 春秋ニ心ニタレテワキカ子ツ
時ニツケツウツル心ハ

八月ハこせんむらじ清忌月るれば 孝讓天皇 宝亀元
八月崩

本文脱

おそあめのすぢらくるげうして 筋々
けぢめをせうらいこいこい 掲 保部岐 勞

赤文脱セリ可也 兼名苑云酸漿名。洛神珠和名氏 倮部破 切紙日本記云、赤酸醬

つゆあんほくをくもりしらず 難 日本記

むべりけり 兼諾之心 諾 日本記

宜モ同事成へキカ 固宜 師古曰理當然之漢晉高記下

はかしくいふとも 日本紀ニ同胞 肢同ナトカキテハラカトヨメリ然而

一肢心之但此物語ニアナカチ一肢ナラ子氏只兄弟ハカリヲモイヘルニヤト

ニユル亦有如何 靡竹トカケリ

あささむある 朝寒

祓びごもり 年預後達 或調行 年老ル女房之

ほろびつめく物にけり引かけて ホソヒツ 緋檀事シラヌヒノツクシラタハ身ツキテ

しやうご 紅之延喜式云紅ノ今様色共聴色共イヘリ 宴 康保三ハ有前裁宴

清る紙かのりんをむまうとびごらつこいばたらむ

唐花文綾順和名 唐顯文紗事之 摘出タル花ハ鴨頭草之移花ト云モ

露艸之

かこ一まき一 一重之

凡ささぎむしやゆふ夕のそわそわふかしくわゆる毎復風塵 日本記

片押の少将かこのささぎのへはるや

此交野少将事木巻ニ度旧年彼少将毎双ノ好色成依而艶成

事之紙ノ本モイヘルん大方文ヲ同色ノ木草ニツクルサタニルコト此物語

ノ中ニモし女巻ニ源氏齋院ヘタテミツラレシ紫ノ紙ノ文ヲハ藤花ニ付之

タリ螢巻ニ兵部ハ文玉カツラ方ハ白ウスヤウニテ菖蒲ノ根ニ付若菜

巻ニ源氏女三宮ヘ白キ紙成文梅ニ付ル浮舟巻ニ兵部ハ浮舟ノ

モトハ紫ノウスヤウニテ接ニ付タリ源中将ハスククシキニメスナレハサカリノ

色モ思ワカサリケルトイハレタルナリ

いこるでうあむしめ 不調 近江君ノ

玉鬘 并七 御幸

卷名 新嘗^{カラ}シ朝クモリセシ御幸ニハサヤカニ空ノ光ヤハミシ

けを^トあ^ノの^瀧こ^ノ

トニカクニ人目ツミヲセキ兼テ
シタニナル、音ナシノ瀧

ろの志^ヲ寸^ニ大原の^地也

仁和二年十二月十四日芥川之行幸例

むま^ゾい

馬副

ま^タこの^うへの^まぬ^えび^づめ^のの^うが^さの^ひら^へ上^ノ人^ハ位^ハ位^トき^ハり

一日ノ晴^ニ諸臣^ニ着^テ麴^塵袍^ノ野行幸時左方^ニ鶴飼着赤白^ノ椽地色
摺衣^{右方}鶴飼着青白^ノ椽地色摺衣^又由^ニ競狩^記ニ見^{タリ}

雪^ノた^いい^さう^ちり^てみ^ちの^そう^へん^{あり}

延喜野行幸アリ延喜二年十月亦有芥川行幸大鏡云山口ハセ
給^シ程^ニシ^ラセ^ウト云^シ御鷹^鳥ヲ^リナ^カラ^御興^ノ鳳^ノウ^ヘト^ヒイ^リ
テ井^テ依^レヤ^ウク^日ハ^山端^ニ入^方光^ノイ^ミシ^ウシ^テ山^ノ紅葉^錦ヲ^張
タルヤウ^ニ鷹^ノ色^ハイ^トシ^ロク^雉ハ^緋青^ノヤウ^ニ羽^セヒ^ロケ^テ井^侯シ^程
ハ^實ノ^雪ノ^少キ^散テ^ヲリ^フシ^サル^コト^ヤハ^俣シ^ト身^ニシ^ム斗^思給^ヘ
侯^シハ^ツミ^エ侍^ケント^テ凡^ハシ^キハ^タク^トシ^ケルト^シ

雪^ノ聊^チ散^テト云^彼記^ニハ^ミヘ^又程^ニ此^記ヲ^カキ^セタ^リ大^鏡ノ^ウラ

カ^キニ^ハ延^喜四^年十^月十^九日^トシ^ルセ^リ

み^こら^かむ^ぶら^めか^ど鷹^ノに^かづ^いは^へり

鷹^ノ事^仁徳^天皇^四十^三年^秋九^月庚^朔依^網屯^倉阿^弭古^捕奇^鳥
献^於天^皇曰^臣每^張網^捕鳥^未曾^得是^鳥之^類故^奇献^之天^皇召^テ
酒^君示^鳥曰^是何^鳥矣^酒君^對言^此鳥^類多^在百^濟得^馴而^能從^人
人^亦捷^毛之^掠諸^鳥百^濟俗^号此^鳥曰^俱知^今時^乃授^酒君^令養^馴
未^然時^而得^馴酒^君則^以韋^緡着^其足^以小^鈴着^其尾^居腕^上献^天
天^皇是^日幸^百舌^鳥野^而遊^獵時^嶋雉^多起^乃放^鷹令^捕忽^獲數^千
千^雉是^月甫^定鷹^其部^故時^人号^其養^鷹之^处曰^鷹其^邑也^{日本}
か^れ沙^よう^いぎ^もは^まう^け給^狩衣^事之^伊勢^物後^云仁^和御^門
芥^川ニ^行幸^シ給^ケル^時今^ハサ^ルコ^トニ^ケナ^ク思^ケレ^トモ^トツ^キニ^ケル^コト^ナハ^ハ
才^ホ鷹^ノ名^々カ^飼ニ^テサ^フラ^ハセ^給ケ^ルス^リカ^リキ^ヌノ^袂ニ^合付^ケル^中
中^納言^行平^ヲキ^ナサ^ヒ人^ナト^カメ^ソカ^リ衣^今日^ハカ^リト^ソ田^雀モ^鳴ナ^ル

う^糸の^うい^諸衛^鷹飼^令曰^主鷹^司正^一人^掌調^習鷹^犬事^上

世よめあれぬすり衣みぐるきい

カスカ野ノ若紫ノスリ衣
シノクニタレカキテシラス

摺衣ハ狩衣ノコトニ伊勢物語此哥ノ詞ニ狩衣ノスソキリテ哥ヲカキテ
マルコノ男シノフスリノカリキヌヲオキタリケルトイヘリ

あしは車あざし 輪ノヨロキクルナリ

河門のあうこの清がなりて 延長四年十月九日大井行幸上服赤色
袍黄楯洩御袍紋竹鳳暗義ニ諸臣青色ノ袍ヲ着スル時ハ主上赤
色御袍ヲ着セシメ給第一座之人亦着之是諸臣ニコトナル内宴以下
野行幸時定事ニイニ條ニ多層畧之

イ本ニアリ
うきまらふらふらぢぢめ
帝範曰人主之賦如山岳焉高峻而不動

たしいき 凡俗 日本記

あてある人ハ 貴人

親王供奉例 在貞

兵アハまをとおもす

胡録 伊勢物語云男ニマナクヒラヒテ戸ロニナリ

やあぐひをひて かんちちめひびづりに 平張

六条院より清みきぬへすこ史あををばてやうせぢり

御酒 御贄 清ニヘシ 炭火爐ニ清ハルニ古今ニモルヘトアルモ大

掌會ニ贄ヲソナフルニ イ李部王記云六条院被貢酒ニ荷炭ニ荷火炒一具也

イ本ニアリ 李王記延長四年北野行幸其日因物忌不修

イ本ニアリ 我頼君カタメニト 九條右丞相集ニ朱雀院

ヨリ雉一双薄ニ付テ給ハセケルトアリ

付鳥枝事 柴高七尺五寸 普通之柏木ヨリハ葉セハク圓クシテ

表裏ニ毛ヲイタリ是ヲ鳥付柴ト云一説云タモン柴ト云物ニ

年内ハ立枝ヲヘタテ、雉ヲ九ニアゲテ付嶋鳥ヲサゲテ付之年アケテハ

唯ヲ左ニアゲテ付春ハ唯ヲ賞スル故ニ付様口傳 或ハ柴ヲ用トイヘ氏春

ハ梅秋ハ紅葉ニ付事常事ニム子ト大臣大饗時々用之亦初雪朝雉

ヲ人ニ也時作法ニ亦鷹野ヨリ人ノモトヘ遣スニ三四尺ノ柴ノ枝ヲ刀目ヲ

付スニテ本ヲ折ハシラカシテ付ニ双ヲ付マウタシカシレル人ナシ四条大納言

隆親卿説柴高六七尺雌雄一双ヲ付ニ殿上儀式ニタテル亦大臣家

大饗元服移徙如此用之産所へもニ根引小松ニ付ニ義氏朝臣説

鷹野ヨリ人ノモトヘ雉ヲ送ニハ柴ナラ子氏サ秋薄ヲハシメテ何ニモ付ニ

一説云松ニ鳩ヲ付トアリ山鳩ニ義家朝臣以後不付之鶉ヲハ秋薄

枝ニ付之小鳥ヲハ紅葉枝ニ付タリ雀ヲハ竹ノ枝ニ付之十月ニハフシ葉付
ト云リ御鷹飼武久説シ

御製勅使藏人

光孝天皇仁和二年十二月十四日戒寅四時行幸苜苢川野為用鷹
鷄之式部以本康親王基經太政大臣藤原朝臣九大臣源朝臣有矣
臣源朝臣大納言藤原朝臣良世中納言源朝臣能有在原朝臣行
平藤原朝臣山蔭以下忝諛扈從其狩獵之戎一ニ依承和故事
或上勅召太政大臣ヲ三ノ皇子源朝臣定宣賜佩劔太政
大ナ傳勅定拜舞輿前帶劔騎馬皇子源朝臣正五位下藤原
時平權着摺衣午三刻宣獵野於淀河邊供朝膳行宮在泉川
鴨河宇治河之會漢人等獻鯉射天子命飲右廂終諸葛朝臣
奏哥天子和之群臣以次哥謳大納言藤原朝臣起舞未二刻亦
狩野放鷄擊鷄如前放隼擊水鳥坂上宿祢被獻鹿一大政大臣
馬上奏之乘輿還幸左衛門權佐高經別墅供夕膳高經勅叙

正五位下大政大臣率高經拜舞

うちきえし雪ハフリワシカスカニ

あふひすひくわいせよぬをあげてまふきにめをまらけん

目ヲキラストハ目キリナト云フ

うぢがこれ河つめ 伊勢物語ニ云昔二條ノ后ノニタ東宮ノミマス所ト申

ケル時氏神ニミウテ給ケルニ

うたてあるべし

こけりやまらる人ニ之ぬまをがまわりありくだめ

潜歎曰吾不能為五斗米折腰羨乎 幸郷里少人邪 儀瀨三年解

印去縣乃賦飯去来云 晋谷陶潜字淵明彭澤ノ令ヲ辞セシコトニ

令ノ封米 五斗ニ

いてふらいうぎぢあん

まららめい一名の

人らわくらくい思ふまへて

すい活ばざんんん思ふまへて

出テイナハ誰カワカレノカタカラシ
アリシニニサル今ハカナシモ
村鳥ノタチニシ我名今サラニ
コトナシフトモシルシアラフメヤ

悔思

さうさうすいべきまうこりいできがいくべいせあき

楚辞曰世人皆濁我独清 衆人皆醉我独醒 是以見放 漢文曰聖人不凝滯於物而能与世推移 世人皆濁何不穢其泥而揚其波 衆人皆醉何不舖其糟而歆其醕 亦曰滄浪之水清兮可以濯我纓 滄浪之水濁兮可以洗我足 以上漢文

ぬいふいづいひして 不意

源氏子ノスクナキト仰セラ

レタルコト

あいののがさつらつあつれんあくてい 延喜式云内侍司一百拾人尚

侍二人典侍二人掌侍四人 女孺一百人 イニ條 多間畧之

こぞうのすき二人 故老典侍色典侍任尚侍例 尚侍從

三位當麻 真人浦虫 父正六位上 継丸 弘仁七年任典侍未幾遷為尚

侍イニ

いこまりこくに 宿徳

清かりどやうもやう 考事

はのやあうづらやうあて

いあへハガよねんはるはて

あましにまさり清きさま

ゆさうがうもこりわがらんも

十さひげんのそぐめにて

比翼 馴恩

出テイナハ誰カ別レノカタカラニ アリニニニサレ今日ハカナレモ

本ノニ

彼岸齋法成道經曰一切衆生依持二

八月齋十方世界一切衆生離苦得樂 冥瑞而已 乃至 中春中秋昼夜

各五十刻ヲ時正ト云ニ仍吉日タル 彼岸者二月八王幸會修到彼

岸齋食法

かしのさき物心こにかほりゆく 薰物方自唐土傳故如此云歟亦唐

物ニテ合タル菜モ有之見梅枝卷

かこのごあんい で 結んる 如形

おちぐりこくやあふとくやじりの人れあでたりしるる 何れセの袴

落栗色 コキ紅ノハヤニ合袴ハ中重ノナキ袴ニ ウツホノ物カタリニモアニタアリ

は家のいらきアともあつらひの御さあき 紫ノシラミキハミタル色カ

ヨカラヌ色タルカウハシラミトカキタル本モアリ

長哥ヲモ同事ライヒナセルヲ稱長哥ヤウクニヨメルヲ稱短哥云々是
難変事歎取詮長哥短哥共ニナカウタノ名ニ崇徳院久安御百首モ
短哥トイタルヲ人皆長哥ヲ詠之業之長哥ト今ノツケアツメタル
哥ノコトニ短哥トハ長哥ノ奥ニ変哥ヲ云ニ仍長哥共短哥共云
歎

このうらやまを流るつちまごのやうにゆく清きかきくはらんとて
一説シハクノ声ニツコエトハ我云ヘキコトヲ人ニイハセタル風情歎未勘
得共昔ハ常ニ俗テイニ云ツケタル詞モ今世ニハ云絶テ人ノイトシモシラ
ヌフ有ヤカテ難免ナトモナルニモモサヤウノ詞歎ヨククタツヌヘシ

同卷 并ハ 蘭

卷名 ヲナニ野ノ露ニヤツルノフチハカニ哀ハカケヨカコトハカリモ
由信のくこの清きげ久のり 初参以前ニ尚侍ニナサレケルカ只今モ宮
仕ノコトイニタアラフニ程トウヘタル如何云々

人けへあるさあにみきてあふむとけいけい人くも

承引 水原抄 案之ウケヒ人ノロクシク思心ニ呪咀 日本記 此歎亦

日本記 誓ヲウケヒトヨメルソレモ誓言ノ義ニイカマウニモウケヒクニアラ
サルカ 水ノ上ニカスカクモトク我命
イモニアハントウケヒウルカモ 是モ猶心チカフカ

けいこの清心なるの 意見 日本記

うけざりてこりなるあちげざやき流るも 請 日本記 諾清 伶亮

かけぐりま 懸 薄鈍色 祖母服ニ ウス花田ニ

うすきにびこの清が 宰相中物同多のいますうこはやうあち

さ流る コニヤカハ例ノ濃色ニ志ノフカキニシタカヒテ服色モカキリアルヨリハ

コカルヘキニ此物語ニモ人巻纏者着服之義ニ

かの髪分のみこの清あさぐはひ 玉鬘 朝面 五葉中一并才八表
何モ人ノ顔ノコトヲ云リ

こまやうなゆえあふ 子細

十三日にうらへおさせ流るも申の流て 出河原 解除スルニ除服ノ我イニ

おのむき流るもきいこ流るあり 勞 水原抄 案之臈右歎上

鴈シキ躰欵ヲワクシキ氏ヲウタキ氏イヘル同事ニ

中ねももろさごとつよせぬんこころ心うぐさし

三条宮ノ御服ヲ玉鬘君クシキサラスニアニ子クシラセシトモムケタルヲ
宰相中将カタミナレハスキステシタニモ物ウキツシヒ給心ウシト云ニ

け清あらし衣の多さくいえとやわのいたまへわくまがかりくしと

此祖母ノ着服ナクテハ致仕ノ大后ノ子共思ワクニキト云ニ光源氏ノ子ナラハ不
可有着服故ニ 裏唇鸞鳩 大后唐名ニ

あしよのむのいこむりろさび 紫菀 ムトハヌル字ヲハカナニハ何モニト用ニ
古今ニ物名ヲ部以下ニミヘタリ

ういへんはむいししゆりゆ うちまへトハヤカテト云ニシツケ同詞ニ

おろしき露にやける 紫菀衣かけよかごごびがり 城イニ

同野裏ツユニマツルトハ玉鬘ト夕霧トモニ 祖母ノ服ニマツル心ニ
みちのこてあつこうや アツニ好道ノハテナルヒマキ帯
カコトハカリモアハントツラモフ

いよとこむかごこ思ひしひて ワヒヌレハ今ハタオナニ難波成
身ヲツクシテモアハントツラモフ

枝の今すすろろしそむがし 津やをいを 野分朝夕同時ニ紫

上ラミタリシコトニ

けまづくへやトウけよ 法

えあぶのまんドおくら人にて 練 練習事ニ

人ぐれまは清人のいこよろ人し 玉鬘ノ當ノ宮ニタクヒテハヨ丸ニ

女いこいよあぶ物ふいあふれと 三従婦人従人者ニ幼従父嫁後夫

老従子

は井でわたぐてそのがんよまうせんりハ 次オラタカヘテニ次オトハ

幼嫁老時ニ依テ人ニシタカフニ

おほぐうれまやぶくへよおほおほせんこおほしむもくろ 牢籠

いこゆぐくしきすぢあも 狂言 万葉

あむにむつるもしあうらうら 案落

心よせのよすがくよ 従日本記資日便

昔那も遊をせむしりもかきさるるハ 手ヲサヘテヨニノタキハセキツレ
人ノココロハイカトツラモフ

双中ねやつらうびりよいかきたしよるは月あつきおろくのう

けよりられて 月中有河々水上有桂樹五百丈下有三人姓吳名剛父 兼名

たえぬこもゆるあるいこぶいのひあれどたのしきうきくけ

るこて

兄弟事之可勘

きいおめてにありいよきて 北面内々ノ方ニ南面ヲ晴ノ方トスル故ニ
あもづらんをどやうの人のこころふ

下仕
埋

いせせしつらうきみちをばつらひずてかぶるものもにみこほいひら

妹セトハ日本記ニ妹兄トカケリイモウトセウトニ伊弉諾伊弉册尊兄

弟夫婦ト成給シヨリ夫婦ヲイモセト云ニ中將玉カウヲ日来ハ兄才

トモシラテ戀シツルニイハアラハスレハフミトフト云ニ亦イモセ山トハ紀

伊國ニイモノ山セノ山トテ吉野川ヲヘタテ、サシムカヘルニ山アリ

セノ山ニタニムカヘルイモノ山 ヲホナシチスクナニ神ノツクリタル 陸奥ノヲタヘノハシヤコナニ

ユトユカスカモウチハシワタス イモセノ山モミレハヨシシモ フミニフマスニ心ニトワス

人願アスル寸 思ヤリニ 顯昭釈

よりあが井しゆつらんを 人ヤリノ道ナラナクニ大方ハ

やうくあつてきつてこころがこむこて立るふ イキウシト云テイサカヘリナシ

あまかこころが 任吉トアハツクトモナカ井スナ 漸劣 格勤

け大ねいふまの女清の流りくわめがたりける 兼香殿 女御

清にははいきこよ 太君嫡女心ん唯亦長大ノ茂ニ業平朝臣ノ女ヲ

閑院太君閑院今君ト集ニモアリ

おうちとつきてこころにせいもいもい 姫 老姫心ニ

清少納言枕草子スサニキモノシロスノヨ月ヲウチナケサウ

かずあつたいせいもせまし九月に友をかくるにはとがりそらあま

九月ヲハ世俗ニ憚之ん亦玉鬘巻ニ季ノハテナトモアリサレ氏カスナラヌ身

ナレハイトハストイヘリ十月ニ内帑ト定ラレタレハ九月ガカリニ命ヲカクルヨシニ

あま日さすいかりあててもお原のあふ分のあやとくすもいづらん

サノ業ニラクシモヨリモヒカリヌル

くさけいりあ ワカ衣年ソサエニサリケル 悴 憔悴

けしれあんこおもあも物のあやさいいうぶまにうていうさやのにせん

アケヌトテ今心ツクカラニ

心りて日くけよむいふああいぶよわやかくおむかやのもしやハタリ

傾心比葵藿 朝夕奉堯曦百詠号蕞荷依陰葵藿向陽緑

葵合露白薤潘安仁霜謝朓賦葵天八日二向テ葉ヲ傾ケテ根ヲカクモ
 孔子曰鮑莊子智不及葵能衛其足葵向日傾葉蔽其根
 亦云文集才十三一百韻負之氣衝星劍傾心向日葵

同并九 真柱

葵名 今ハトテ宿カレヌトモナレキツルニキノ柱ハ我ヲワスルナ
 石山在江國勢田南一説ニ聖武天皇御宇
 金鷲仙人建立云々勸甘附屋卷畢
 多日本記幾多日

心アサキ人トハ鬚黒大将之事ラハ大将ヒタラモムキニクミタルニメ人ニテ
 情深色好ニアラヌトミエタリ仍アサキトイヘルカヤウナル人ヲハ正直トテ佛
 神ノウケ給ヘキヤ此卷ニ兵部卿宮ノ事ヲ宮心ヲカイトイヘリ或本ニ寺
 モケニモナヒカシケンカトアリ義ハ相遠アルヘカラス但證本コトニアラレケカトアリ

ぎーまいこにあく 伐式一寂一毎二 平日本記 朽論語 鑊日注

あぶらうらうら海にそとく 閑 尚各側

あふけきやうはえ 淡付 アハツカ詞ニ 十一月神事一日供忌 火御飯

- 一日神祇官始供御贖物本ノミ
- 賀茂王遙拜 宗像祭 明日齋院神樂 松本祭
- 上巳日 山科祭 上申日 平野祭 上申日 率河祭
- 上申日 當麻祭大和 上酉日 梅宮祭 上酉日 中山祭
- 上酉日 當宗祭大和 上酉日 松尾祭 上酉日
- 上酉日 春日祭上申日トアリ 中丑日 園韓神祭 中知日 龍堂祭
- 中知日 極殿祭 中申日 吉田祭 中子日 大原野祭
- 中子日 日吉祭 下酉日 加茂臨時祭

女わづかよにぎはけ 和贍 賑賑
 蓮葉ノ濁ニシニ心モテ 何カハ露ヲ玉トアサムク

すこしきしきゆまに 賢々 聊 ウヤミウ心

かりもてくくみみいごせ川人のせこらちぎさうり一紙

三途川河或ハ奈川共イヘリ十王經ニ見ヘタリ地獄ノ繪ヲミテヨメル

哥 ミツセ川ワタルミサホモナカリケリ
何ニヨロモヲヌキテククラン

みつせ川水深日本記
水尾翁業ぬさきにいくでる流海のこをのあはと流るむ

かのせいよみみちるる流海のこをのあはと流るむたけさこふていこ

ほろゑとて 善道ナシト云ハ此川ヲ其人必趣三惡道故一説云過

路ナキ其入必此川ヲ渡故ヨクヘキ道ナシト云ハ亦云善道中ハ冥

途ヘヲモムク道中ハ然氏十王經以下ノ文ニ二七亡人渡奈河治テ受

種々苦説ケ善道中ハ不可然ハ亦或説云御手ヲサキハカリハ引

タスケントアル源氏玉カウラト本意ヲトケタルハ最初ニ嫁合ノ男必此

川ヲヒキコスト云然ハウハハ隱密ノ由ニクハミ子氏トイヘトモ内々ハツホシ

ニルモアラシカニ世ニナキシレクシサモトアルハ亦ウシロマスサモ此世ニタクヒ

ナキトハサリナカラモ女ノ御タメヲ思テ大將ヲムコトリ給ヘル心云但本

意ヲ遂サルヨシニヘタリ

玉鬚舅尚侍通鬚黒大将事 尚侍満子 内大臣
高藤子 通右大将定國

是等例也

やのがおとハ所グーしんていハ 領

あやうちち福き浄地のまに 強

人すなまううべし ヤサシキハ耻カシキニ

松浦川此川上ニ家ハアレド
何ヲシテ身ノイタツラニ老ヌラン
君ヲヤサシミアラハサスアリキ
年ノカモハシトモヤサシキ

ひもまきいこく 埋痛

きりやうふ 義成心ハ云々水原抄案之キハコトナルト云ヤウ成事ハ喻ハ

善悪分明ナル財ナリ

浄めしうどぶちて 召人立也

あづりいねぼをたけ 饒 漢語抄
痛沖ヲホクトヒタリシハ

いこけやうある人の 細々 許少ニ狭

いづらふ アツシ 同字タルヘキ云

かろやう 本ノ一

むろい 日本記中七云以燧出火向燒而得免

可腋立事ヲコナタヨリモ相對ノ腋立スル心ヲ云々日本武尊東夷
ヲ征シ給シ時駿河國賊徒野ヲマキニ尊十束ノ劔ニテ草ヲ刈リ給テ
向燒タカレタリシコトナリ

いづりみぎたにきくおぼさむこと成ヒタリニキニモスル袖哉此奇なり

神のこほりしとけむいしかしとあざるやうふ 思ワ子ナクニアク冬ノ夜ハ
袖ノ氷ノトケスモアル哉

おぼさあるこのこもりけり火をとりて タキモノヲシテケケリフスハ
ワレヒトリヲサスヘシヤハ

人の胸このあつはほどもある ヤ、微ニ 漸ク

さあろくまうくおぼさいおもあづ更啓 日本記

いさぐくにかしはつら 木強

いづりやきいはつら 實法ニトスニキ心

清けりすくのもあぢあぢとあふふふあともあふふあとも シタカナルトハ合期シタル心ニシタカナルウシロニナトモイヘリ是ハ合期セスト云
ナリ

いづりみぎたにきくおぼさむこと成ヒタリニキニモスル袖哉此奇なり

いづりみぎたにきくおぼさむこと成ヒタリニキニモスル袖哉此奇なり

温 老子強ウシハワト心
傷 ホメタレ

ちうぐいしにあらぬきいふあめり 中間何方モ付忍之法文ニ佛ノ中間ト
こちうにあらぬ 無骨

にあらぬ 無面

いづりみぎたにきくおぼさむこと成ヒタリニキニモスル袖哉此奇なり 類クツル

いづりみぎたにきくおぼさむこと成ヒタリニキニモスル袖哉此奇なり 山城ノ物ノミツノ、瓜ツクリ
トナリカクナリ成ワカ身哉

いづりみぎたにきくおぼさむこと成ヒタリニキニモスル袖哉此奇なり 檜皮色紙紫聊キハミクイロ

いづりみぎたにきくおぼさむこと成ヒタリニキニモスル袖哉此奇なり 牧柱 日本記 榎 真木柱

いづりみぎたにきくおぼさむこと成ヒタリニキニモスル袖哉此奇なり ニキハシラツクル松人イサメノ
カリホノタメニツクリケルカナ

いづりみぎたにきくおぼさむこと成ヒタリニキニモスル袖哉此奇なり 君カスムヤトノエヲ行ク
カクハニニニカヘリニシヤハ

いづりみぎたにきくおぼさむこと成ヒタリニキニモスル袖哉此奇なり 視喬木坊故里 文選別賦

いづりみぎたにきくおぼさむこと成ヒタリニキニモスル袖哉此奇なり めてさきよすがとていすくはつら

いづりみぎたにきくおぼさむこと成ヒタリニキニモスル袖哉此奇なり うたりくんとこ 敵 史記劔人敵不足学々万人敵 項羽本紀

いづりみぎたにきくおぼさむこと成ヒタリニキニモスル袖哉此奇なり 仇 史記 雉 寇 文撰 惡 亦後漢書 賈復輕教論語距教

いづりみぎたにきくおぼさむこと成ヒタリニキニモスル袖哉此奇なり ほろろもあそ

いづりみぎたにきくおぼさむこと成ヒタリニキニモスル袖哉此奇なり カレにきくおぼさむこと成ヒタリニキニモスル袖哉此奇なり

ツミモナキ人ヲウケハハスレヌ

アヒカレト思ハヌ山ノ嶺ニシ
ヲフナルモノヲ人ノナケキハ

かゝのあめがーごりごとくいきいでつべし心ちあんしんしん

後撰云太納言國經朝臣之家ニ侍ケル女ニ平定文イトシノヒテカタラ
ヒ侍テ行末ニテ契侍ケル比女俄ニ贈太政大臣ニムカヘテワタリ侍ニケハ
文タニモカヨハスカタナク成ニケレハ彼女ノ子ノ五ツハカリ成カ本院ノ西ノタイ
ニアソヒアリキケルヲヨヒヨセテ母ニミセタテニツレトテカヒナニサキツケ侍ケル平
定文 ムカシセシワカ兼コトノ悲シキハ
イカニキリミナヨリナルラニ 返シ ウツニテタガキキリケン定ナキ
エメチニヨフ我ハワレサハ

いこまびきさちろき海のりこころしつうけきし 近衛大将ナレハソヘテ仰
ラレタルイト真アリ

春ノ野ニスミレツミトコシワレツ
野ヲツカシミ一夜子ニケル

かぐりハ風もつてよ花の枝よまある娘(きさ)句ちくいと香斗(こ)
いこみざり風のあるやまうさび 乱心千回事(こ)
もとよりあざいあぬくの 不進退
如もはやくくさうけるる(び)んを 思ハヌ方ヲ云(こ)

スノアノシホヤクケフリ凡ライタニ
思ハヌカタニタナヒキニケリ

ふがめらる新のづゝ神めいしてうさきんどの(び)んめ

未必 日本記 宇多我多 ナレソニ立ルムロノホウタカタモ
久シキ年ツスキニケルカナ アノサカヒナアル我ヲウタカタモ
ヒモトタカケテサモホスラメヤ
宮ノキナク山フキウタカタモ 思川タヘスナカハ水ノアハノ
ウタカタ人ニアハテキエマ 定家以説云ウタカタトハ
真名ニ寧ナトツカハル詞ノヤウニ思ヨルコトカサナクテハイカテカハト云ヨシ
ソレヲ此方一ヲミテウキタル人ト云ヨシニウタカタ人ト云六字ニツケテヨメリト云
説ハフカクミワカテシリカホニノハル説ニ唯四文字ヲ詞ニケテ物語ニモアナカシコト
イヤクシクカキナシ給ヘル詞ニ心ウキタル人トイハシタヨリナルヘシ以上僻案抄ニ
見ヘタリ順説云ウタカタハウタテト云心ソレヲ水ノウタカタニソヘタルニ一説
云サタメナキ人ニ亦スシモト云心ニ 水原抄ニ 思川ウタカタナニノキエカヘリ
ムスフ契ハ行ホタニナク

此道祖師哥也む足潤色

おやくし〜〜かきあつり 恭 日本記 ウヤニラ心ニ 君コステホトノフルヤノヒサシ
アフコトナレノ性業生ケル

あづまれ〜〜松すがきそたゆまをいあ〜りタ 雨ヤニ又軒ノ玉水カスレラス
コヒシキコトノニナルコロカナ

平志多加戸加毛佐戸支井苗波良乃伊み乃也多万毛波万 称 子

奈加利曾於比毛^{モス}湏加称奈加利曾也 風俗上野哥

あつてもたまきひきいめいすびくをこにけげあつるこころはせ

立テ思イテモソ思ハキモココ
アカモタレ引イニシスカタラ

アコノウラニ舟ノリスラシキモココ
アカモノスソニホミツラカ

夕に衣とあびのぼりて

カタミナル色ニ衣ハナリヌレト
花ノカハヨニツ子ナラナクニ

ねもいずに舟のあつみちるるもいづこころやまきこのまふ

中踏 山吹ヲ宿ニウヘテハミルコトニ
思ハヤニス恋コソニサレ

アチキナク思コソマレツレト
ヒトリヤ井出ノ山フキノハナ

ラカナルカタチ山フキノ花ニ思ヨソヘラルヨレ処々ニ見エタリ玉カツラノ色く

ノキヌクハリニモクモリナクアカキ山吹ノ花ノホソナカラコノ御レウニトア

亦野分ノ朝ノアサカホヲモ山吹ノサキミタレタル盛ニ露カレルタハヒタ

トヘタリ仍只今モ源氏春ノヲヘヲ捨テコナタニワタリテは花ヲモテ

アツヒテ思ハテ給ニヤ

かほにみくはくをどのこまうも イハスミヲツミホトニクチナシノ
イロニヤミエシ山吹ノ花 水原抄ニ云非

指語哥心ん目ノ前ノ山吹花ノカホニ見ヘテ思ヨソヘレタル心し

業之非山吹ノ哥有本哥入丸集云

クサレハハニ鳴テフカホをノ
カホニミエツ、ワネラレナクニ

かほの子のいごおほるるを清説して 鴨子 西宮記 伊勢物語ニカリノ
使ト有

アレ子ハフウキヌニスタク鴨ノ子ハ
ツヤミサルトキクハタノモシ 且ハカルノコト云 然此源氏ニ鴨ノ子カリノ

子ナトニ様ノ本アリ唯カモトカリトカルノ子ニト心エヨト師説ニ承処ニ

宇津保ニ云アチヌヲサ子タノ宰相思カケテカイノウチニ命ヨメタル鴈ノ

子ハ君カヤトニテカヘラサラナト鴈ノ子ニカキ付ヤリタリト云 詞ノツキ相似タル歌

ねるすにうらしくいのんぬぬいりあつるのまににぎるん本ニ

あつるまきこのやのうもいいでんこ 毎興

なる〜小舟こまうり同〜人をや ホリ江ヲタナニ小舟コキヤヘリ
ツナシ人ヲコヒワタルラン

河海抄卷中十二 卷十八 梅枝 正六位上物語博士源惟良撰

卷名 薰物合之後并少将取拍子哥梅枝

汗巻ぎのり 明石中宮着裳十二歳 ウツホ物語ニ藤原君ノ

女アテ宮十二ニテキサラキニモキ給ヨシ見エタリ

よまををねあが二月よひかりのこし 冷泉院春宮時应和

三年二月廿八日御元服續日本記云延曆七年甲子皇太子加元服其儀天皇皇后并御前殿令大納言從二位兼皇太子傳藤原朝臣繼繩中納言從三位紀朝臣船守兩人手加其冠了即執笏而拜

大戴のくそもろもろ香ごそ 樹下集云大入道殿ニ薰物合テ奉ル時金ノ櫛ノ中ニ道雅朝臣大戴 昔ノ世ニナレハナリケリ櫛ノ中ニ

ものたはほいさき物ーこひあよりのりごもふ 端也録也

こほりごのくそまじりまろもろあやいこひまろもろの 高麗人光源氏相 綾緋金錦金ヲ織付タル錦ニ云 延喜八年大使 裴璆色々ノ物ヲ獻スル由御記ニ見ヘタリ

あやうす物 綾羅 鐵臼香細搗者和供入鐵臼搗 五百杵云 五百杵云茅山を平觀記

うむまのいさめれもくはれはうとくでうゆりあつてふん 古本ニ太畧尊王トアリ頗不得其意若ソウ玉ヲ展轉書寫之誤んソカキクヲ兼和菊ト云説アリ此物語ニモ大乗ヲ大ソウトカケリ愚案ニ

於ソウ王ノ御イニシメトカクヘキん 合香秘方云烏方 沈大四兩

丁子大二兩 白檀大一分 丁香大二兩或大 麝香大一分 薰陸大一分 拾遺方 沈香大四兩 丁子二兩 甲香大二兩 耳松二兩 麝香金二兩

一説ニ麝香 亦一説ニ丹黃麝香 占蔔一分 蜜和研合搗三千杵炮甲香以和蜜塗之令黑黃

不得過黑此兩種方不得男耳是兼和仰事ニ延喜六年二月三日故典侍滋野直子朝臣獻方ニ

こちりめて 漆ニサシセソノ五音通スルニ 八条の式アツの御行はうとつて 本康親王一品式アツ号八條宮仁明天皇廿七御子母後位下紀種子序女 延喜元年薨

合高名薰 黑方 沉四兩 丁子二兩 甲香一兩 麝香二兩 樹金二兩 亦侍後 沉四兩 丁子二兩 甲香一兩 麝香二兩 薰陸二兩 耳松二兩 件二方 故八條宮方云云

かてこにいごこ合終ふ 挑 秘

ひでうごごるくれまよふたつてあつてもかうごるゆ

タカハス云、埋薰物日数事 長寧公主三日姚家七日極要方

盛日（安ん）甕中地ヲ堀事三尺以下用氷邊地得朝陽埋之公忠朝臣

方云黒方侍従春秋五日夏三日冬七日埋樹下云、致忠朝臣云

合香之後物ニ入而花木下ノ中、高処ニ埋之知章朝臣云埋五葉

松下春秋七日夏五日冬十日

こまこみの宰相のこの多水の尉 任参議有教道其内歴七ヶ國

受領合格之吏勅公文（子）拜参議云、惟光前攝津守云

おごう八かごいの御（バ）御薰物ト云ヘキヲ畧シタルニ前卷ニ詩ナトヲモ

オホク御トイヘリ 兼和侍従方在論

ふいのうへの御（バ）さあの中よむいむをるやうにいよあうく本こ

くすくすももちむとやこくくくくくくくくくくくくくくくくくく

荷葉方（一） 井松（一） 沉（七） 甲（二） 白檀（三） 執金（二） 霍香（四）

丁子（二） 或安息香（一） 以上十三兩三分 天慶六年二月廿一日（甲）

公忠朝臣所献云

三々三々黒方侍従ノ外ニ梅花ヲカレタルニゴロシラヒラソヘテカホリク

ハルトハ寛教僧都説云春ハ丁子加増アルヘシトニエタレハカマウノ香ヲ

スコサレタル

合香（四） 四季ニカタトル方有之 春ハ梅華方（紫上春ノ御方ノスケルト見ヘ

夏ハ荷葉方（花散里上

秋菊花方（又侍従冬ノ落葉方

又黒方

寛教大僧都記云春丁子夏秋沉冬薰陸隨季三朱許可加

合香（古）方

くのスうれほうれすぐれさるのさきれ朱（紫）岩院のやうくを流て

云忠朝臣のこまこにえくびつうまひられ一（百）の法を思ひえて

思えテトハ今ク薰衣香百歩方ナトニカヨヒテ思ヨソヘラルト云云

千金翼方云薰衣香 薰陸香八兩 霍香 真珠各二兩 甲香二兩

蒼蘆五兩 青桂皮五兩 料理畧之

薰衣香方 沈三兩 甲一兩 檀二分 青木香二分 丁子一兩 占一分 麝射以上

大九香附子代似雞舌香若華按艾納香代青木香麝射香
代白檀件方故式部卿親王上

又方此方一名體身香 丁子 霍香 零陵青木 茸松 各三兩

白芷 當歸 桂心 檳榔 各一兩 麝香 右十物細搗絹篩為

粉以蜜和搗一千杵然後出丸之如棗核口含啜汁盡一夜三日

別合十二丸當日自覺口香五日自覺體香十日衣被示香九日逆風

行他人聞香九日洗手面水地香一月已後抱兒々恐香唯忌蒜及

五辛等耳但口香體潔而已蓋云 治万病一方有香 附子一兩

兼和百步香方 甲香小八兩 藜合小一升 占一升 白檀小八兩

零陵香小八兩 藿香小四兩 茸松花小四兩 乳頭香小五兩 白膠小二兩

麝香小四兩 鬱金小二兩二分 右十一種搗蜜和之漆次瓦器中盛埋經三七日取燒百步之外聞香

件方出自四條大納言家大江千古所上耳

沉小四兩二分 薰小一分 檀小一分 丁小二兩 甲小一兩 麝射小一分四厘

又方 沉小四兩 丁小二兩 甲小一兩 茸小一分二厘 蒼蘆小一分三厘 以上朱雀

院御方也 薰衣香 一名黑方 沉大四兩 丁大二兩 甲大二兩 薰大一分 麝射大二分

百和香 字侍後 沉四兩 丁二兩 甲一兩 以上各大 金一兩 茸一兩 以上大

以上仁和元年三月四日抄三增損

さきの朱雀院 古今集朱雀院トアルハ亭子院之仍此サキ朱雀

院モ寛平ノ御事タルヘキ然モ若此物語朱雀院ヨリサキト云心々兼

平ノ御代合香ヲ好シメ給由古方等ニミエタリ

公忠朝臣 号滋野井弁 右大弁後四位下 天曆二年十月廿八日卒六十

高名薰物合好手之云 延喜天慶間右大弁公忠朝臣藏人取小倉

人大和帝常主生相並奉合香之役

むこくろあさぎ 不毎徳

おここのあさぎ 御殿ノアタリニ

コソハツカシテレキヤウサクニ心ニク、ミルニカミサヒスルヲキヤニテ

まいけいでんこまこも

藤景殿

け清方公著此清原并而志げいふはめいふめいふひく

淑景舎 桐壺之源氏ノ母更衣源氏代々ノ曹司ナリ云云

四月にござるあはれ 四月入太子宮例陽明門院

万壽四年三月廿二日
入太子宮年十九年

二月十二日 長元案之以後例を聊為潤色ん如何

あうしのそこに入べきあうしごものやうてなほと志あふべきを

草子匣 手本ヲハ御本ト云ニ 寢殿北置二階一脚置厨子二脚其

上東置櫛匣一双其下置香壺匣西置草子匣其下階置茶匣

いみへのかこあきばの法もごもろ

毎上際

かんろろこあんとのせいさかく成らるるあといさごあはれやう

よあわれごひらき心ゆつあうす

江談云天仁二年八月日向小

一條亭言談之次問曰假名手本何時始起乎亦何人取作哉答曰

弘法大師御作云云件無所見但太后自筆假名法花經供養之時

被行御八講之講師南北英才相迎為導師高名清軌慶祚

等輩各振富樓那之弁才之後源信僧都亦勤此事説云日本

國誠雖如来之金言唯以假名可奉書也弘法大師云傳習法真

言梵字悉墨等密法之後密四效法門作イロハニホヘトノ讀ヲ給以

来一切法門聖教史厝經傳不離此讀文字ライロハノ字ハ色白ト云

心ノ不説他事唯此一事令講人皆驚耳之由所御聞之古人日記中

有此事云亦問曰然件弘法大師御時以徃每假名日本記中假

名日本記有之由慮外令見而答之此事を理也雖然唯付傳言令

厝也猶イロハニ者彼時始カト云一説ニ伊呂波有三段イロハニホヘトチ

リヌルヲ大安寺護令僧正作ワカヨタレソエヒモセスニテ弘法大師作京

或説云慈覺大師亦云イロハトハ母ノ名ニ然ハ梵字ノ字母ノ後ニ云

往古和語ハ万葉書日本記哥ノ様ニ書ケルニ

いよりてこころがきいびるんがわりくもご 外ヨリテトハ未ニ成テト云心ん

或人云年ヨリテ云云

女が心よいもく ウツホノ物語云唯ソノカキテ奉ラレタル本ヲコソ男手モ

女手モ習給ケレ

まはこくにねばえりや ハハ詞字ニヲホエシヤナリ

あやのりぼもてくせがよい ンホレテハスコシ戯カル躰ニ

まむのすくさる程にかかひしげあきりん字こりあがめれ

真名ハ文字定者ニ假名ハ文字ツカヒタカヒヌレハ茂カハコトアルナリ

水原抄 紫之真名ハ文字ノ姿サタニル様ニ假名ハ悪敷書ナサハ

シトケナキ文字姿アルト云々

まぶかぬりしごものつくりくもて表紙むもあどいみじうせさ

せもふ 草子ノ細不審猶可了簡一説云草子ヲ細ニテトチタル云云或

草子カタニ入タル云云細云云 紫之次下ニコモシキ人ウシヲナシキ玉

チクトミヘタリ然ハ巻物ヲモ草子匣ニ加入ラレタル云

まアハまた忠つ徳あどにも 此左忠つ徳何人乎若引入大臣子云

乃づりむとよらいかくへし 一雙 草子 二帖ニ屏風ノ一ヨロヒモ二枚

りもぼめなすゆふ 自賛也

久さむヤシももつもバ 覆申唯及事ニ

こまのうこれ 高麗紙

あいでうゝ多岐 葦手歌繪

あろきありきあどいりち多んるうひハ 掲焉ヒラハ枚ニ

万葉ニ枚浦 枚湖トアリ此字ニ ナクニ君カヨヒスハヒラノ浦ノ

おもなくくさるもの程 毎面下 筆ヲクヌスト云云

あしがきあどいりこまのうこれ 草書 瀆 和ナヤカニ

あまめきいり 取媚

あはる人の海くさるまきにながきやあ心地

獲麟一句涙与筆俱 白氏文集 中書 ナキ人ノカキトメケルミツクキヲ

このかむやの志き 紙屋 色紙

みざいりりれあはるまきにながきやあ心地

文字ニ真行草三躰アリ真ハ束帯シテ人ノ立ル躰行ハアグ躰草

走躰也云 此中草字殊好手熊也 張芝之字伯英善草尺絶妙

時人謂曰臨池水盡黑 後漢書 仍張生ヲ草生ト号之

あどろもどろあいぎやうづき ヨシトテモヨキ名モタハスカルヤノ

まじやうりかごれ 文字様 石

きうじあでねあふも物このこゝえんがりたつとるみとて
與盛感 日本記

さるぐのつぎがこのかごも 續紙 卷物ニ

わがの清うごの古万葉集城みりびくせはくろく

万葉集廿卷聖武御代撰之或説万葉抄五卷貫之撰之是以後
之撰也 順集云天曆五年宣旨アリテ始テ大和奇エラフ所梨壺

ヲカセ給古万葉集ヨミトキエラハセ給ナリメシヲカフニルハ河内掾清原
元輔近江掾紀時文学士源順御各所預坂上望城也尤近少将

藤原朝臣伊尹ヲ此所ノ別當ニ定サセ給 掌中曆云 高名紀書
嵯峨天皇 弘法大師 敏行少将 兼材 大内記 前中書王 兼明

道風 木エカ 佐理 大貳 後中旨王 具平 行成 侍從大納言

かゝのあさふあぶのうらむつぎて同色のこきこひひのきのひよしし
あぶきまのぢくごんのうらむつぎて同色のこきこひひのきのひよしし

唐浅縹紙 綺表紙 玉軸 淡香紐 イニタニカラク

昔能書皆様ニ躰替テカキケリ 王義之カサモニモ種々ノ躰アリ行成

御ハ十二ノ様ヲカキケリナトイヘリ

はるよからのなるごのいとわごこかちりまぢんのまこよ入てあ

うづらーけるり 惜 アタラシ

たもつまににくまたりおほうまごあさみぢりやかーはめのこごをに

アリヌヤトコロミカテラアヒミ子ハ アサトリ 六位宿世トイヒシコトニ

右のおご中務のうさるごの 右大臣ハ若鬚黒大将ノ父ニ其比

大臣々中務官不入系圖トアリ

あり井よんわろき シリ井トハコトユカスト云ニ 業之ノ子ヨク成心俗
シリヨハト云ニ

女ののよくあむかーこきんむししみぢりたのあさるさるはし

こさるにひやけく人の名をもつてあつうぢをよあらんつあ

ほごこありけらごめやちりつてむんのおさるよあかわどんじ
のぞんりくさきああアコト

丞相公孫欲以贖子罪陽右汚而公孫誅 丞撰 丞相公孫賀子敬聲

御門 罪セ父丞相ヲホキニテケク其時陽陵ノ朱安世京師乃大

狭御門メスニ安世ニゲカク世拳テ求ルニ公孫賀安世ヲトラヘテ奉ル則
賞ヲラコナル時ニ敬声ヲユルシテ安世ヲ禁セラル安世獄中ニテアサ突
テイテ南山ノ竹斜谷ノ木ナトヲ公孫賀カクヒカセニタラシト敬声ヲヨリ
ノアリニ陽石公主武帝女ヲ汚ヨシ書ヲツクリテ奉ル武帝怒テ父
子公孫敬声共ニ誅セラル漢書ニニエタリ寛平ノ遺誡ニ大将時平先年
於女事有所失トアリ前ニ註セリ世継ニ天曆御門安子中宮失給
御歎モアサカラヌ中ニ式アハ宮ノ小方ハヒトリソラハスラントヲボシテ御ハラ
カラフ君達ニノタニハセテ夜晝モロトモニテ給テ世ノ政事モシラセ給ハ
ヌサニナレハ唯今ソソリクニ此御事ニテアリケル小野宮ノヲトナト哀
世ノタメニシタテニツルヘキ君ノ御心ノ未世ニヨシナキノ出来テ人ノ
シリヲラヒ給事ヲ思歎給トイヘリ
うゑハつまゝかゝむははさうにして
たがまことわらうと思ふが
おごむきくしつむいふさかり
夕霧ヲキラヒ今亦シタヒ給故ニヒキカヘシト云ニ
致仕ノ大臣サキニハ
讀人不知

第十九 藤裡葉

卷名 詞云御トキヨクサウトキテ藤裏葉トキ誦シ給

せきりつものうちしぬぬきくもふ
人シレヌ我通路ノ開守ハ
ヨヒクコトニキモナシ
伊勢物語真名本
ハカカタカヒラモロコヒニナセ
左右音モロコエ

極樂寺在深草 昭宣公建立 深草天皇行幸芥川之時昭宣公
為殿上童供奉天皇令好箏給有箏彈之人其指入作几件凡
非巧匠之取及自然之宝物也天皇常令隨身給自芥川還以
間忽以紛失大驚給召昭宣公被仰下可求進之由昭宣公奉勅
命起立本路心中被願念云此凡不求献者今生之遺恨也三宝可
加護念給求得之処必可建立一伽藍也願力不空求出献之天皇殊
以感嘆群臣之中抽被彼幼童之條定有被思食趣凡其後昭宣公
極昇進為果他日願念立極示寺給云 九條右丞相記曰此度
啓慶寺々綱取東寺西寺天台前唐院極示寺法性寺 興福寺
あごうかうじつらるるのみのりこれにむしむきたづみおぼさうづこゆる

一 後よりや 考事或勘事 亦考辞

ウツホノ物語コノミヨニカノカラミライニハカクノコリナキ身ニルサレナハ
ホクノ物やまどぐん者のむたぐりかまのたごしくしくい

君ニタニトハレテフレハ友ノ花
タソカレトキモシラソリ有ケル

くちちわしくこそかくしにたれ 臆

いざいざの程をいさきわうごころ 非参説

ふくあいはよけれ 二藍

わしーく 雄々

なふささかは程をい ナニニユソ咲カレケレ友ノ花
松ニトノミモヲモヒケルナ

きもくさつしきゆるさあはつる 紫ノユカリノ色

あめれそあいつく 天下有識

文籍のにも家礼といふあり あまのこ

あまのこ あまのこ

史記曰高祖幸父太公之家以家礼敬之高祖雖子君也太公雖父臣也
亦曰六年高祖五日一朝太公如家人父子礼太公家令説太公曰天無

二日土無二王今高祖雖子人主也太公雖父人臣也奈何令人主拜人

臣如此則威重不行後高祖朝太公擁篲迎門却行高祖大驚下

扶太公太公曰帝人主也奈何以我乱天下法於是高祖乃尊太公為

太上皇心善家令言賜金五百斤 ナニカシノオシハヤリ

多しあきあや カシコト云者ヨリハ酒ノミテ
エヒナキスルソニサテアルラシ

いさきよりけうごまて 御時 桐壺美ニ勸リ
春日サス友ノウラケノウラトケテ
君シ思ハハワレモタノミン

あいの相 御前勸盃大臣盃ヲ納言以下賜ハリテ本座ニカヘリテ盃ヲ持ナカラ

揖スル此著ノ准扱也

たぢやめれ神あはゆる 婦人 日本記 手弱女人 多乎幼婦 五葉

いさくふりけさ 能宣集年ヘテ消息ツカハス人ノムツニウ侍ラヌニ春ノスエツ方ニツカハス

イソカヘリ咲散花ヲ過シツ
モノオモヒクラス春ニアフブシ

つぎくす 誦 流

七日のゆづりくよのげほのふありに 月七日為魄

あしきまをうしむ 葦垣 催馬示 紫之可支未可支河可支
加支和介天天宇已壽止於比已壽止和礼帝不古須土多礼可太礼
河已乃已止乎於也尔未宇与已之未宇之二段止々呂計苗已乃以
乃已乃伊伊乃於止与女於也尔万宇与已之計良之毛 安女ッ知乃可
見毛可羨毛曾宇之多戸和礼波万宇与已之万宇左須四段
須加乃称乃壽可奈須可奈支已止乎和礼波支久和礼波支久可名
いけやきうもつかうまのうか 常文撰

選梨園弟子中尤物李白詩後序 由来尤物不在天能蕩君心則為
善 白氏文集 世間尤物唯苗連易銷歇塞北花江南雪白氏文集十二頁
意者不但感其事亦欲徵尤物 長恨奇傳陳鴻 娘墓
うゑふけらけ家のとおくへへる。あききき 壽二年へニケルト云フ
詞ナキし致仕ノ大臣年経ケル詠曲ヲ今感ニ絶スウタハレタルヨシ
あうでんうをほい〜〜〜 朝臣
あうむや 三十二

松小ちきけらあ〜あるむハ
世のあ〜にもあ〜るむハ
か〜の〜もほ〜
川口 催馬示 加波久知乃せまノ安良可支ヤセキノアラ垣ヤニモレ共
ニモレトモ出テ我子ヌヤ出テ我子ヌヤセキノアラカキ
今心ハアヒカキノニカキカキケテタレカハヤニウシトアルヲ夕霧閑
アラカキニモレトモ出テ我子ヌヤトイハニホシカリツレト昔ヲ思ハレタルナリ
ソレヲ女キ、クルニト思ハレタルナリ

も〜ふけるくま〜の淵を川口ノ 菊多刺閑 在陸奥国能因守枕八
俗ニハキクタノセキト云 弘仁式云 太政官府 雲抄河内云
应給考陸奥国外散位事三十三人事 疑郡司九八人
白川菊多刺定而六十人 右直国府外散位等如件者宜承
知依件給考 延暦十八年十二月十日

あ〜るも〜あ〜あ〜
福〜あ〜あ〜あ〜
タニスタレアクルモシラス子シモノヲ
夢ニモ見ニト思カケキヤ
朝面万葉 子クタレノ朝カホノ花アキキリニ
ヲモカクシツミエヌ君カナ

うこむのせうある人の

右近将監

未叙爵セザレ
ヲハセウト云ニ

さうきんも女のすぢらふみづうたためしある也

寛平遺戒大將藤原朝臣者功臣之後其年雖少已熟改先年
於女事有所失先勘り

さうきんも女のすぢらふみづうたためしある也

西宮左大臣六月ノコロ丁子漆帷ヲ着給ケルヨシ旧記ニ云
くみん仏弁をなうてはだししとよくしあけもいひ日くはてはふしより
わくくもしてせざるおほやげざまらうらうら

灌佛 四月八日 布施負數寛平八年八日定法文法親王錢五百文大納
言四百文中納言三百文參議二百文四位百五十文五位百文六位并童
五十五文親王大尺紙五帖大中納言四帖四位五位二帖六位并童一帖云

推古天皇十四年是年初每寺四月八日設哥會 日本記

多きもむやい ナトテカクアフコカタニニ成ヌラフ
水モラサシト結シモノヲ
たいのうへんあやにまうでもあ 賀茂祭前日於葉跡石上有神事
号御形御阿礼御生也見古語拾遺 日本記云神聖生其中者或御

禊 ミアル 祭前一日ヲ御禊日ト云ニ御生所ハ神館ニアリト云ニ祭時御
旅所也

こむもつりされつひは乃中ねあつし 加茂祭欽明天皇之御世天下拳
國風吹雨零尔時勅下部伊吉君日子令下乃賀茂神崇之撰四月

吉日馬繫鈴人蒙猪影而驅馳以為祭祀
及中將近衛使例并近衛使始可勘

さうきんも女のすぢらふみづうたためしある也 維光宰相女
清まへこころしめろははこ ウツホノ物語少將トウリウニワタリテヲホニハ所

かぎつてもかひいこもるものあはつしをたらししくやまらふんもろせ
あはつてはこもるしとらふ

晋昏日都説字廣基拳賢良對策為天下第一為雍州刺史
武帝於東堂會送帝問説曰卿自以為何如説對曰臣對策
為天下第一猶桂林一枝崑山片玉今以之課試及第之事
作来ルナリ

菅原大臣カウフリシ侍ケル夜母ノヨミ侍ケル 久方ノ日ノカウラモヲル斗
家ノ凡ヲモフカセテシカナ

葉風桂ノ葉ノ風也博士ニソヘタル

沛めのことちあるも人及りの心いふるかざりある

見及事斗コソ心ノ至ルカキリノ宮仕ヲモシ侍ラメ目ニミエ又事ニテモ
思ヤリテセン一ハアルニシキト云ニ不足ノ由ニ

沙もぐらゆ 鞦韆車 上古ハ女房モ手車ニルサレヌ程ハ門ヨリヲリテ道ノ

程凡丁ヲササテ系ケルナリ

海のこころあゝぬはひこりものごとくみえざりける
ウレシキモ心ウキモ心ヒトツミ
ワカレヌモノハナミタナリケリ

いざこおあて 批所

あぐんこ一ヨツテにり経沛かろの事

執政人四十賀例

照宣公貞現七年四十 古今ニ堀川ノヲホイミウチ君四十賀九修

家ニテシケル時ニヨメル サクラ花ナリカヒクモレ老ラクノ
エントイナル道ニカフカニ 三十九院号例

上東門院万壽三年 秋院号事東三條院正暦二年九月一日

院号

今の秋をどてり皇になずふ沛位はてふふりくも司かうりあひる
るがゆふ 漢代曆日北祿城成帝阿清四年四月帝太子傳自号

太上皇改為天統元年

不踐祚太上皇例

漢朝例 史記曰於是高祖乃尊太公為太上皇 蔡邕曰不言帝
非天子也矣

今上尊太公曰太上皇 師古曰太上極尊之稱也皇君也
天子之父故号曰皇不預治國不言帝 本朝例 草壁

皇子追号長岡天皇 天武中
子文武父 舍人親王追号盡敬天皇 天武中
皇子 淡路

廢帝父施基皇子追号田原天皇 天智中
皇子 光仁父日並智皇子室字

三年有勅追崇尊号稱岡本宮御宇天皇 天武中
文武父 見續日本記 小條

院 敦明三條
院御子 寛仁元年八月廿五日院号 号小
院 太上天皇封戸二千戸勅旨

田千町院司別當公卿 四位或五位判官代 五位
六位 或四位殿上人藏人又

非藏人有之 主典代廳官 召次所仕所別納所御服所進物所

所衆武者所御隨身所 大政大臣ノ封戸二千二百五十戸ノ

太上天皇ハ二千戸ニ而ニ院号ニ依テ御封クハルト云事如何

あさみどりわらぶのこころをあましくもこまは急れ多こかけもや

浅緑ハ六位ノ袍ニ紫ハ四位以上袍ニヨキ紫ハ三位袍ニ四位叙三位之後

着改之由舊記ニミエタリ三位ヨリ一位ニテハ同色ニ云今世ハ四位袍モ

公卿モ差別ナシ後撰ニ庶明ハ叅議ヨリ中納言ニ任スル時九條右

大臣袍ヲツカハシケル哥ニ 思キヤ君カ衣ヲヌキカヘテ トアリ此事ヲ思テ今モ

中納言ノコトヲコキ紫ト云シ

ニ着よりなごころのくまきあればあさぎくわくさなもかりき

カスミラス君カヨハヒヲノハハツ 浅キ色ハ浅黄六位袍ニソヘタルナリ

せんざいこもあごちいさきあごもあごもせいせいげきかげごかり

いとむしごきしつよほうかてみふれさつらりせつやまのこく

さもかさあごめく 髻絲千万白池草八九緑童稚尽成又園林半

喬木 白氏 君カウヘシ村スミキ虫ノ音

やごのまりあ 真清水也能因哥枕云ニ水トハイウル清水ヲ云トイヘリサ

ル清水ト云心シ 我宿ノイサカ小川ノニ水

あまみのかけごまみごつもあごてつやまのいささきあ

ハ雲抄云出水ヲ云ニ云小井ニイサ小川ト云モ水を水ナトアサクテ流ルヲ云

イツレモスチキ心シ 每人ノカテタニエヌヤリ水

うのうもあまはむもくちん 小松も若松いたたき

君コスハカタニ見ニトワカフタリ

いげきとのかげご 色ハヘテカケトシタノム松のニツ 松ニ着よりあごてつやまのいささきあ

祿每月のちりあまはむもくちん

康保二年十月廿三日御記曰此日行幸朱雀院辰四刻出紫宸殿自

朱雀路到朱雀院入自永寧坊就馬場殿仰左大将朝臣可召

御馬之状源朝臣下殿仰畢更奏上召尤近少将為光々進

東階北邊源朝臣仰御馬令馳為光祿唯退還本陣暫左右近將

監以下近衛以上各北人起陳起向御厩良久馳御馬向馬駐尤右大

將下殿執御馬奏奏上奏之御馬北上 先十列次當年約各十足 隨次馳

心まはるよた右の司の沙むまよ引あごてたたの道傍さるる

つらさばうしあ月のせちよあやわらむかといへりいげきのさる

御記曰乘輿移柘殿自將東邊行到時未一刻下輿暫入内

沙げしあ月のういのかさねのうしあをまごてつやまをならさせぬ

ちいささしあごもくいへり 御厨子所別當一人預膳部瀧口廿人謂

鶉飼江人綱代等之類取負令云大膳取雜供戸

鶉事 先代旧事本記曰獻御饗食之時禱白而櫛八王神化鶉入
海底唯出底填

池のふはれたの少ねを花人のたふいまるる等にかりつゝあまのまこと
をもつがいたのすけけりてきんぐのひんぐりわらあんにむくこり
のたふふむむつもそそくすおおおおほせり泣てりしてをり

天德四年五月十二日申刻之釣殿召演者丹波春助下細捕魚得一二
喉鯉鮒即放入之夜還应和元年三月廿日釣殿覽曳八曳網亦令返

舟 鷹飼事 康保六年七月廿日藏人頭延光朝臣以左馬助滿仲
右近府生多公高右近番長播磨貞任亦並為御鷹飼取負令云主

鷹司正一人掌習鷹犬事御鷹飼藏人所被官也仍藏人右佐奏之
乞供御贄之時一座人可賜膳部之由仰之

捕鳥奏階下事 延喜九年十月十八日權中納言藤原朝臣着
小鳥於菊枝立階前奏之船木氏右進御贄

をり
わさとの大樂にあらで 本ノニ
三十六

かわうとんごち物うらもる程にたほまおこののゆねとこの十斗が

せらにむしりうらもるのゆかどむぎぬぎたたまふたほまを
おろてぬししむら子息預勅祿之時父舞蹈定也

は急の中ふまがつる菊のむににりあきよの星かたがみ

慶雲壽星心ん 南仲記曰雁紫雲之瑞生堯也雲向於北斗乘
南凡雲瀧漢之上臻堯母感氣快袖雲愛之下入堯母之懷妊也亦
帝王世記曰堯帝生時紫雲覆於殿上此帝時雖遭九年之洪水
民誇不菜食

秋ヲラキテ時コアラレキクノ花
ウツロフカラニ色ノニサレハ
良家子ニ

衣服令弔解 制服祭 曰家人奴婢椽黑衣 椽衣也 此條每白袴
亦日服色糸

凡服色白黄丹紫藕芳者文之省畧之緋紅黄椽纁蒲萄謂纁者
三漆色之蒲萄者紫色最浅之

緑緋縹栗黄摺衣棊椽墨如此之属当色以下各兼得服之

僧尼令曰凡僧尼聽着木蘭青碧白之黃及壞色等衣謂木蘭者碧者碧赤青色之壞色者失錯常色曼壞非令者

天長格曰

太政官府 民部省

應貢調緋絹疋疋相博橡絹事

右被大納言正三位兼行左近衛大將民部卿清原真人夏野宣奉勅備諸國所貢調物緋多橡少至于宛用或致闕乏宜越前國調緋而換橡令貢者宜承知依宜施行但復舊之事待換符

天長八年四月廿八日 太政官府 中務民部大藏等省

應賜番上工衣服生絹事

右被權中納言兼行左近衛大將春宮権大夫藤原朝臣吉野宣備奉勅内匠寮番匠等衣服元來賜橡絹宜以此例給生絹者三省兼知依宣施行

天長九年十一月廿三日

今案絹 訓 絶 訓

延喜内藏寮式奉諸陵 弊条曰蘓芳淡紫淡父子淡紅花淡白橡淡帛云

亦曰御服条紅花百三十九疋五兩二分檜橡五斛五斗七升云云已上

順和名云 橡ツルハミ俗ニトクルリト号

万葉集云ツルハミノキヌキ人ハコトナシトイヒシトキヨリキニホシクヲモホユ 橡衣四位以上衣之哥ノ心ハ橡ハ上

薦ノ着スルモノナレハ此衣着スル程ノ人科ナトニモアタラ子ハ着タクヲホユルトヨメルツルハミノヒトヘ衣ノウラモナリ ヲトニキニホシキケタ哉 ツルハミノアセノ衣ノ裏ニセハアラントエトモワタルカモ

水原抄云秘説云諸ノス、シノ物ニ云、或記云至極ノ暗ノ時可燃白橡我コヒシカモ君カキニサヌ

着ストミヘタリ 亦云クキシラツルハミヲハ出家人着之云強不然ん

諒闇ノ時着ストミヘタリ 亦云切柴曲トテ極事アリ其時シラツルハミヲ着

レ九 青赤白橡事 新伐式云九日内宴事前一日藏人所雜色以下

等亦司裝束仁壽殿木工寮立拜其堂東庭遣使藏人於親王第

仰明日可齋之狀藏人乃奉仰令廻仰可齋亦人等当日仁壽殿赤白

橡關腋御袍并靴等云昌泰元年十月廿日競狩記云九方鷓

釧裝束赤白橡地色摺衣右方鷓釧裝束青白橡結立絲青白色

誦青草着鈴青白橡地色摺衣青卷白袴志上下衣青白橡未濃

胫巾云亦云典菜乃阿保朝臣常世着故弊青白橡色衣随御菜

辛辛櫃云：延喜八年五月十一日御記云賜大使裴璆別貢答物其物御衣一襲青白椽表袍二藍下重具如例

天喜六年十一月五日節雜事曰舞姬裝束宣日青白椽袷袖長袖一領 康平三年十一月雜事宣日同裝束青白椽唐衣加袷カウキウ アハセカミ

ウツホ物語云三月中旬十日斗フ千井ノ宮ニ友花ノ賀ニ給君達出給御ソウソクハワキマケノ青キ白椽ノアヤノウヘノキヌスウノウ下重レウノウハカニテニノタチカラクミノラツケテ奉リテト云

赤白椽内宴一上御服之 可然時一上服 李部王記曰天曆元年正月廿三日内宴云：着日

小野宮左大臣着赤白椽袍式部卿親王咎之上代諸卿或註着之近年毎同御服者太政大臣時：服撰政之重異於他人凡主同服所未也

小右記云康保四年二月廿日内宴九丞相着赤白異袍小右記云正曆四年正月廿二日内宴撰政着赤色袍先例才一人着之若依臆次

九大臣可着 寛和二年三月八日中宮大原野行啓左大臣着赤白椽袍椽下襲

同四年四月十七日府院御襖前駢右兵衛佐道雅禁色人着赤色織物

袍美曆三年十一月廿七日同行啓開白着赤色袍蘇芳下襲裏青

美保三年十月廿四日大井川行啓幸開白着赤色袍黃色下襲 寛治二年正月十九日朝觀行幸撰政着赤色織物縫腋袍天仁二年九

月六日高陽院御幸競馬撰政着赤色袍保元三年正月内宴開白着赤色綾袍彼時記曰開白問曰予年六十餘今度内宴着赤色袍

頗見苦知是院念由件袍不可依高年如此之時着赤色開腋袍也公卿着青色開腋八人ノキ時事不老着者以上松殿開白記此事

猶有秘説

まいのこつふむさびざりれ動をみせてみぐさおごもどほのうにま

ひほ、 舞童躰

日のめぐりもいとわげらるる 惜也

うへのわらうびりぢりてふむのつとれ清こももめす

尚書寮事

舊記以書司女官召樂器之由見タリ累代之樂器ヲ被納所

まのけうぢちあるはげに 興切

うだぼりしのかいぬこゑも 宇陀法師 和琴名物也以檜作之洗

一條院御時内裏焼亡時焼失云

新儀式 四月旬 若有奏絃者近衛府音示訖内侍奉仰出御

屏凡南邊召大臣々々起入座跪彼御屏凡南及即勅可召堪管絃親王

公卿等大臣奉仰退帰召土居令頁草塾於御帳東面一許丈大臣

先進着草塾次依召移着大臣召書司文一人執和琴出東障子

戸献之謂宇陀法師若奏絲竹或召殿上侍臣能哥者預之王卿速勸盃

數曲之後奏見叅小野宮右大臣

長保二年十一月十五日

新宮之後出御南殿同右大臣以下管絃人着御前草塾次召書司女
婦取宇陀法師出自御障障子戸書司草塾前亦絲竹次取出
皆書司女官役二人見前例式書司女官取出和琴以後次々絲竹近衛
次將等執之賜或記云延久四年宇治殿命云於南殿御遊之時召宇
陀法師和琴其詞曰御タナラシ此詞有故云師説云宇陀法師トヨ
ムヘシ

うめげみうたぼり 愴恨 遊仙窟

朱雀院我御代ニカル行幸每キラ恨ヲホシメス

冷泉院御自歎之心

新儀式ニ見エタリ



木上馬

